第3回検討会における 素案の内容に関する主な議論のポイント

- 全体をとおして、以下の点について盛り込んでいることを評価したい。
 - 子どもの健やかな成長・発達のために体罰は必要ないとしている点
 - 体罰は子どもの権利を侵害するとしている点
 - ・ どんなに軽いものであっても体罰に該当するとしている点
 - ・ 保護者を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、体罰によらない子育てを社会全体で推進することが目的であるとしている点
 - ・ 全ての人について体罰は許されないことになりますとしている点
- しつけと体罰の違いについて、どんなに軽いものであっても体罰であるとすることは賛成だが、不快感を引き起こす行為の書き方は違和感があるため検討が必要。
- 体罰に当たる具体例を、保護者の気付きを促す観点から表現を適正化すべき。
- 具体的な工夫のポイントについて、以下の観点から見直すべき。
 - 保護者が実践しやすい形で、なるべく具体的に記載すべき
 - ・ 子どもの気持ちを受け止めるという内容は、子どもの権利の観点から重要であるため、子どもとの接し方のポイントの最初に記載すべき
 - 親を追い詰めないように配慮した記載順・内容とすべき
- 体罰等が子どもに与える悪影響の記載について、子どもの時に辛い体験を すると必ず悪影響があると捉えられないように表現を見直すべき。
- 当事者は、悩みや大変さを抱え込んでいる状態に気付いていないことを踏まえた記載をすべき。また、様々な具体的な工夫をしても、全てが上手くいくわけではないということが分かるとよい。
- 保護者への支援者に向けた記載は、保健師等も含めた内容にすると、より多く の関係者に意識されやすいのではないか。
- 文末脚注に、児童の権利条約のうちの必要な条文を追加してほしい。